



# 沖縄県

## 高年齢者の生活困窮実態調査報告書 ～支援の現場から見えてきた傾向～

令和6年6月

沖縄県生活福祉部

沖縄県保健医療介護部

# 目 次

1. 調査概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査実施機関	1
(3) 調査実施期間	1
(4) 調査方法	1
① 調査対象	1
② 調査方法	1
③ 回収率	1
④ その他	1
2. 調査結果	2
(1) 相談件数の推移について	2
① 生活困窮を主訴とする相談件数について	2
(2) 高年齢の相談者の状況について	7
① 相談者の世帯状況について	7
② 生活困窮に関する相談の主な内容について	9
③ 生活困窮に関する相談への主なつながり先について	12
④ 生活困窮問題に対する制度・取組の改善等について (各相談支援機関からの意見)	14
⑤ 生活困窮に陥った高年齢者が支援につながらない要因について (各相談支援機関からの意見)	22
3. 調査結果から見えてきた課題	24
参考資料(調査項目)	25
参考資料(各相談支援機関の概要)	28

# 1. 調査概要

## (1)調査の目的

単身高齢者世帯の増加や物価高騰が続いている経済状況等を踏まえ、相談支援機関が対応した経済的な事由を中心とした高齢者(60歳以上)の困りごとや相談支援の状況について把握し、必要な支援策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

## (2)調査実施機関

沖縄県子ども生活福祉部  
(福祉政策課、保護・援護課、高齢者福祉介護課)

## (3)調査実施期間

令和6年2月20日(火)～3月18日(月)

## (4)調査方法

### ①調査対象

高齢者や生活困窮者からの相談に日常的に対応する以下の機関・団体

- ・市町村社会福祉協議会、沖縄県社会福祉協議会 (回答数 31(73.8%) / 42 事業所)
- ・自立相談支援機関 (回答数 12(100%) / 12 事業所)
- ・地域包括支援センター (回答数 71(80.7%) / 88 事業所) 計142事業所

### ②調査方法

県の電子申請システムを活用したWEB調査

### ③回収率

114事業所(80.3%) / 142事業所

	対象機関・団体数	回答数	回答率
市町村社会福祉協議会・ 沖縄県社会福祉協議会	42	31	73.8%
自立相談支援機関	12	12	100.0%
地域包括支援センター	88	71	80.7%
合計	142	114	80.3%

### ④その他

沖縄県社会福祉協議会は生活福祉資金貸付事業の申請件数に基づく回答であり、市町村社会福祉協議会は一般相談窓口の相談件数に基づく回答となっている。

## 2. 調査結果

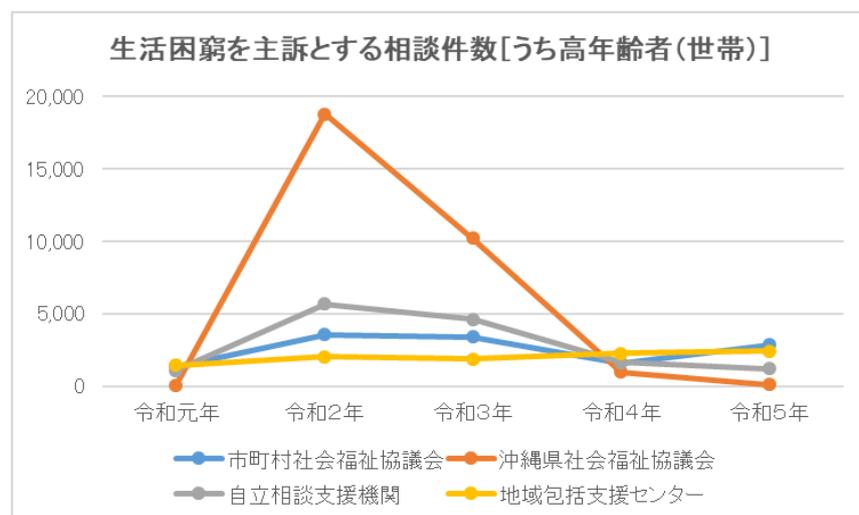
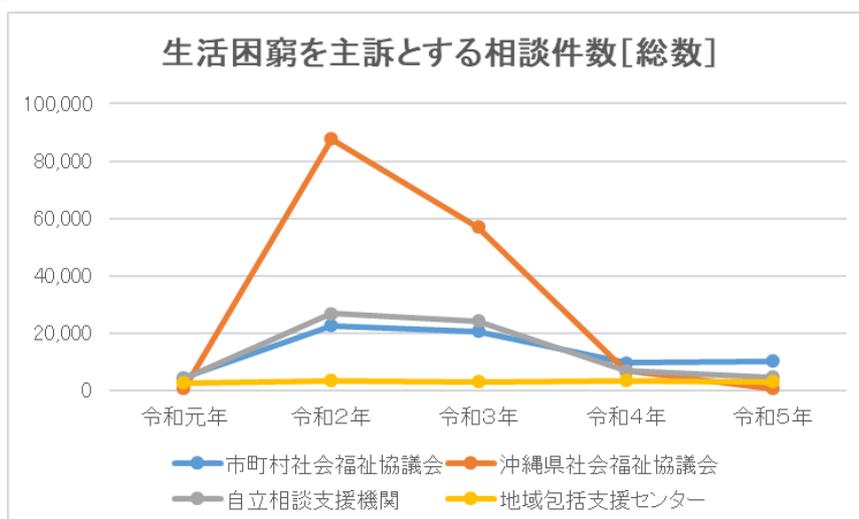
この調査においては、原則「暦年（1月～12月）」で集計した件数等の回答を依頼しているものの、暦年に代えて「年度（4月～3月）」の件数での報告でもよいこととしている。そのため、当報告書においては、暦年、年度での報告の区別無く集計し、表記については「令和〇年」とすることとした。

### (1) 相談件数の推移について

#### ①生活困窮を主訴とする相談件数について

直近5年間(令和元年度から令和5年度調査時点まで)に、調査対象機関による生活困窮を主訴とする相談対応状況について、各機関が把握している相談件数の調査を行った。

なお、沖縄県社会福祉協議会の相談件数については、生活福祉資金貸付の申請に係る相談件数を報告することとしている。



■生活困窮を主訴とする相談件数の総数（うち、高齢者（世帯））

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市町村社会福祉協議会	4,379 (1,373)	22,649 (3,545)	20,468 (3,398)	9,585 (1,606)	10,220 (2,835)
沖縄県社会福祉協議会※	509 (91)	87,674 (18,768)	56,872 (10,214)	6,846 (990)	521 (97)
自立相談支援機関	3,933 (1,079)	26,683 (5,675)	24,126 (4,632)	6,793 (1,624)	4,564 (1,202)
地域包括支援センター	2,537 (1,458)	3,365 (2,038)	3,079 (1,876)	3,456 (2,282)	2,934 (2,425)
合計	11,358 (4,001)	140,371 (30,026)	104,545 (20,120)	26,680 (6,502)	18,239 (6,559)
高齢者（世帯）の割合	35.2%	21.4%	19.2%	24.4%	36.0%

※沖縄県社会福祉協議会については、生活福祉資金貸付の申請に係る相談件数。

直近5年間（令和元年度から令和5年度調査時点まで）においては、特に令和2年と令和3年で、新型コロナウイルスによる生活への影響に伴い、生活福祉資金の特例貸付を実施した沖縄県社会福祉協議会や申請窓口となった市町村社会福祉協議会、同様に支援が拡充された生活困窮者自立支援制度の相談対応の実施機関である自立相談支援機関で令和元年と比較し大幅に増加した。

なお、全相談件数を新型コロナウイルスによる相談件数の増加の影響を受けていない令和元年と令和5年で比較すると、増加率は60.6%となった。

また、相談件数に占める高齢者（世帯）については、直近の5カ年間で約2割～4割であった。

**ア 市町村社会福祉協議会**

- ・ 総数では、新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金の特例貸付の申請受付が令和2年3月25日から開始されたことに伴い、令和2年に22,649件と前年4,379件の5倍以上に相談件数が急増した。
- ・ その後、特例貸付の受付終了が令和4年9月30日であったことから、令和4年以降、相談件数は大幅に減少したものの、令和元年と比較すると令和5年では2倍以上の水準となっている。
- ・ 高齢者（世帯）においても、総数と同様に、令和2年に相談件数が急増し、令和4年に大幅に減少したが、令和元年と比較すると令和5年では2倍以上の水準となっている。
- ・ なお、総数に占める高齢者（世帯）の割合は、1割台から3割程度で推移している。

**イ 沖縄県社会福祉協議会**

- ・ 総数では、市町村社会福祉協議会と同様に、令和2年及び令和3年に相談件数が急増したが、令和5年では令和元年と同程度にまで減少した。
- ・ 高齢者（世帯）においても、総数と同様の傾向となっている。
- ・ 総数に占める高齢者（世帯）の割合は、1割台から2割程度で推移している。

## ウ 自立相談支援機関

- ・ 総数では、令和2年に相談件数が急増し、その後減少傾向にあるものの、令和元年と比較すると令和5年の方が多くなっている。
- ・ 高齢者(世帯)においても、総数と同様の傾向となっている。
- ・ 総数に占める高齢者(世帯)の割合は、2割程度で推移している。

## エ 地域包括支援センター(※)

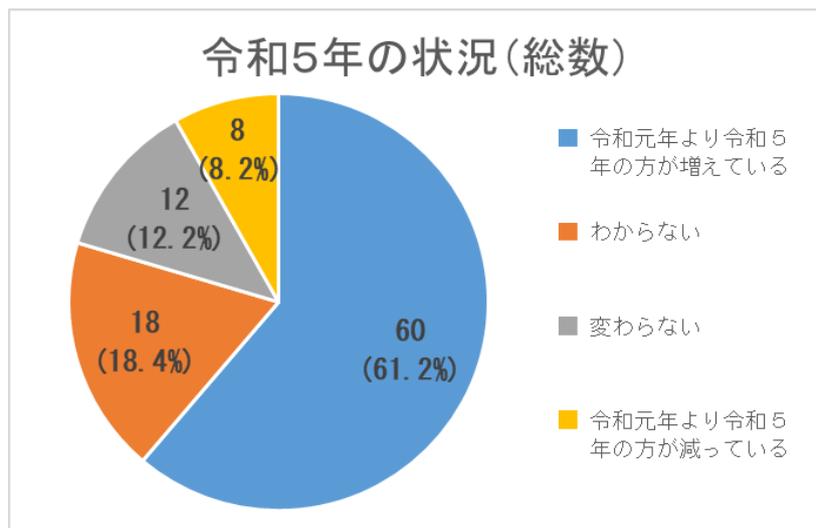
- ・ 総数では、令和4年に令和元年以降で相談件数が最も多くなっている。令和5年は令和4年より減少したが、令和元年と比較すると令和5年の方が多くなっている。
- ・ 高齢者(世帯)では、令和5年に令和元年以降で相談件数が最も多くなっている。
- ・ 総数に占める高齢者(世帯)の割合は、令和元年から令和4年までは6割程度で推移しているが、令和5年では8割程度に増加している。

※(補足説明)

地域包括支援センターは、地域に住む高齢者等(介護保険の被保険者)に関する総合相談に対応しており、高齢者本人をはじめ、高齢者の家族や親族、近隣の住民、民生委員、自治会長等の様々な相談経路から相談が寄せられている。

## ※生活困窮を主訴とする「件数が不明である場合」の増減比較について

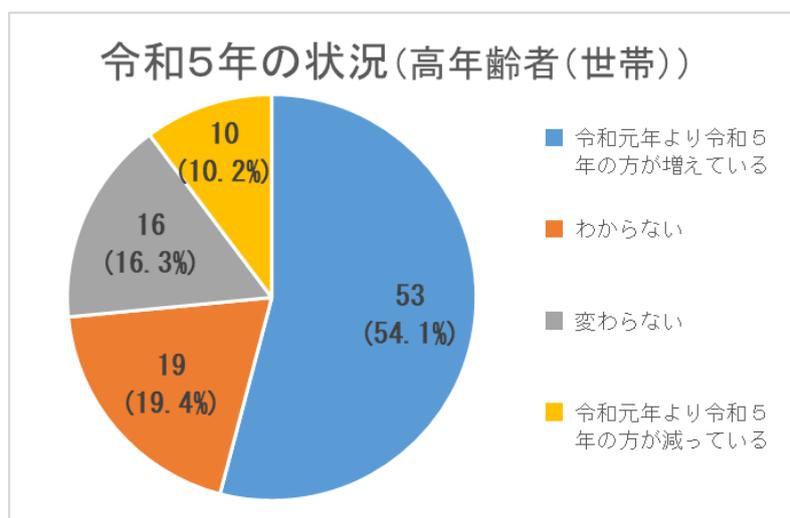
生活困窮を主訴とする件数が不明である場合において、令和元年と比較した場合の令和5年の相談件数の増減について、最もあてはまると思われるものを1つ選択する方法により調査を行った。



### ■令和元年と比較した場合の令和5年の相談件数の増減について[総数]

単位:事業所

	令和元年より 令和5年の方が 増えている	変わらない	令和元年より 令和5年の方が 減っている	わからない	合計
市町村社会福祉協議会	21	3	2	2	28
沖縄県社会福祉協議会	1	0	0	0	1
自立相談支援機関	9	1	1	0	11
地域包括支援センター	29	8	5	16	58
合計	60 (61.2%)	12 (12.2%)	8 (8.2%)	18 (18.4%)	98 (100.0%)



■ 令和元年と比較した場合の令和5年の相談件数の増減について[高年齢者(世帯)]

単位:事業所

	令和元年より 令和5年の方が 増えている	変わらない	令和元年より 令和5年の方が 減っている	わからない	合計
市町村社会福祉協議会	18	5	3	2	28
沖縄県社会福祉協議会	0	1	0	0	1
自立相談支援機関	5	3	3	0	11
地域包括支援センター	30	7	4	17	58
合計	53 (54.1%)	16 (16.3%)	10 (10.2%)	19 (19.4%)	98 (100.0%)

回答のあった98事業所中、総数に関しては、6割にあたる60事業所(61.2%)が令和元年より令和5年の方が増えていると回答している。

また、高年齢者世帯に関しては、半数にあたる53事業所(54.1%)が令和元年より令和5年の方が増えていると回答している。

**ア 市町村社会福祉協議会**

- ・ 総数、高年齢者(世帯)ともに「令和元年より令和5年の方が増えている」との回答が最も多くなっている。

**イ 沖縄県社会福祉協議会**

- ・ 総数は「令和元年より令和5年の方が増えている」が、高年齢者(世帯)では「変わらない」としている。

**ウ 自立相談支援機関**

- ・ 総数、高年齢者(世帯)ともに「令和元年より令和5年の方が増えている」との回答が最も多くなっている。

**エ 地域包括支援センター**

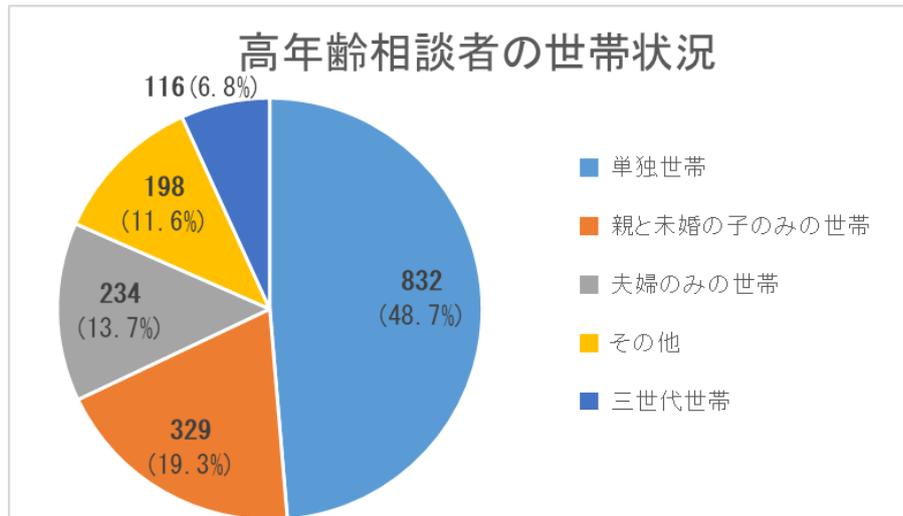
- ・ 総数、高年齢者(世帯)ともに「令和元年より令和5年の方が増えている」との回答が最も多くなっている。



## (2) 高年齢の相談者の状況について

### ① 高年齢の相談者の世帯状況について

令和5年(または直近で把握されている年)において相談支援機関が対応した生活困窮を主訴とする高年齢者(60歳以上)の相談者が属する世帯について、件数の調査を行った。



#### ■ 世帯区分別の件数

単位: 件、%

	1 単独世帯	2 夫婦のみの世帯	3 親と未婚の子のみの世帯	4 三世帯世帯	5 その他	合計
市町村社会福祉協議会	234	102	71	78	58	543
自立相談支援機関	234	62	99	13	82	490
地域包括支援センター	364	70	159	25	58	676
合計	832 (48.7%)	234 (13.7%)	329 (19.3%)	116 (6.8%)	198 (11.6%)	1,709 (100.0%)

世帯区分においては、「単独世帯」が相談件数の約半数を占めており、次いで「親と未婚の子のみの世帯」となっている。

#### ア 市町村社会福祉協議会

- ・ 「単独世帯」が全体の約4割を占めて最も多くなっており、次いで「夫婦のみ世帯」が多くなっている。

#### イ 自立相談支援機関

- ・ 「単独世帯」が全体の約半数を占めて最も多くなっており、次いで「親と未婚の子のみの世帯」が多くなっている。

#### ウ 地域包括支援センター

- ・ 「単独世帯」が全体の約半数を占めて最も多くなっており、次いで「親と未婚の子のみの世帯」が多くなっている。

## ※生活困窮を主訴とする「相談者の件数が不明である場合」について

生活困窮を主訴とする相談者の件数が不明である場合において、相談者が属する世帯で最も多いと思われるものについて、項目を1つ選択する方法により調査を行った。

### ■最も多いと思われる世帯区分

単位：事業所

	1 単独世帯	2 夫婦のみの世帯	3 親と未婚の子のみの世帯	4 三世帯世帯	5 その他	合計
市町村社会福祉協議会	22	3	2	0	1	28
沖縄県社会福祉協議会	1	0	0	0	0	1
自立相談支援機関	10	0	0	0	0	10
地域包括支援センター	49	3	1	0	1	54
合計	82 (88.2%)	6 (6.5%)	3 (3.2%)	0 (0.0%)	2 (2.2%)	93 (100.0%)

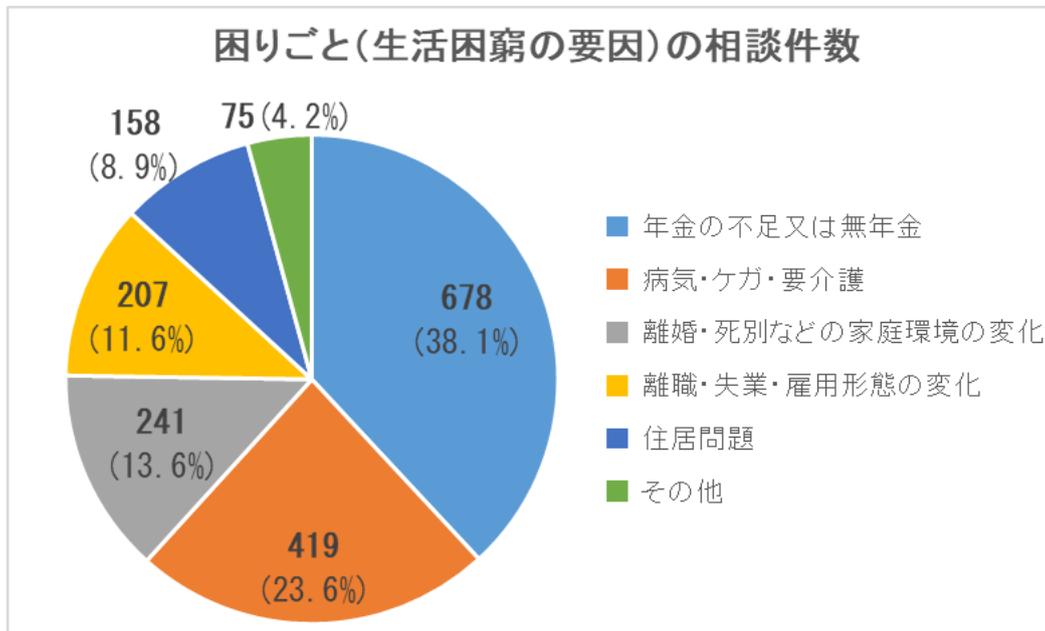
世帯区分で多いと考えているのは、「単独世帯」であり、回答のあった93事業所のうち、83事業所が「単独世帯」と回答している。

- ア 市町村社会福祉協議会
- イ 沖縄県社会福祉協議会
- ウ 自立相談支援機関
- エ 地域包括支援センター

- ・ 回答のあったすべての機関において、「単独世帯」が最も多いと回答している。

## ②高年齢の相談者からの生活困窮に関する相談の主な内容について

令和5年(または直近で把握されている年)において、相談支援機関が対応した生活困窮を主訴とする高年齢(60歳以上)者からの相談について、該当する「困りごと(生活困窮の要因)」の相談件数について調査を行った。



### ■困りごと(生活困窮の要因)別の相談件数

単位: 件、%

	1 年金の不足又は無年金	2 離職・失業・雇用形態の変化	3 病気・ケガ・要介護	4 離婚・死別などの家庭環境の変化	5 住居問題	6 その他	合計
市町村社会福祉協議会	484	164	304	235	123	14	1,324
自立相談支援機関	10	16	29	0	18	10	83
地域包括支援センター	184	27	86	6	17	51	371
合計	678 (38.1%)	207 (11.6%)	419 (23.6%)	241 (13.6%)	158 (8.9%)	75 (4.2%)	1,778 (100.0%)

相談区分別では、「年金の不足又は無年金」が最も多く、次いで「病気・ケガ・要介護」が多くなっている。

#### ア 市町村社会福祉協議会

- ・ 相談区分別では、「年金の不足又は無年金」が最も多くなっており、次いで「病気・ケガ・要介護」が多くなっている。

※ 「その他」回答について

食料支援、見守り支援、金銭管理ができない(借金がある)

## イ 自立相談支援機関

- ・「病気・ケガ・要介護」が最も多くなっており、次いで「住居問題(住居を失った又は失う恐れ、住居が見つからない等)」、「離職・失業・雇用形態の変化」の順に多くなっている。

※「その他」回答について

ひきこもり、食糧支援、金銭管理ができない、債務、就職困難、住宅トラブル

## ウ 地域包括支援センター

- ・「年金の不足又は無年金」が最も多くなっており、次いで「病気・ケガ・要介護」が多い。

※「その他」回答について

成年後見制度について、高齢者虐待・分離、生活費の金銭管理について(借金、公共料金の支払い、子からの無心・使い込み)、破産申請、相続放棄、生活支援に関すること(おむつ代、家電の故障、水道管修理等)、生活保護、同居の子の就労について(無職)

## ※生活困窮を主訴とする「相談者の件数が不明である場合」について

生活困窮を主訴とする相談者の件数が不明である場合において、相談内容で多いと思われるものを3つ選択する方法により調査を行った。

### ■多いと思われる「困りごと(生活困窮の要因)」(複数回答)

単位:事業所

	1 年金の不足 又は無年金	2 離職・失業・ 雇用形態の変 化	3 病気・ケガ・ 要介護	4 離婚・死別 などの家庭環 境の変化	5 住居問題	6 その他	合計
市町村社会福祉協議会	26	18	23	4	7	3	81
沖縄県社会福祉協議会	1	1	1	0	0	0	3
自立相談支援機関	9	6	9	0	8	1	33
地域包括支援センター	53	6	52	8	37	6	162
合計	89 (31.9%)	31 (11.1%)	85 (30.5%)	12 (4.3%)	52 (18.6%)	10 (3.6%)	279 (100.0%)

困りごと(生活困窮の要因)として多いのは、「年金の不足又は無年金(89事業所が選択)」と「病気・ケガ・要介護(85事業所が選択)」であった。

#### ア 市町村社会福祉協議会

- ・「年金の不足又は無年金」が最も多くなっており、次いで「病気・ケガ・要介護」、「離職・失業・雇用形態の変化」の順に多くなっている。
- ※「その他」回答について  
アルコール依存、健康面、食料の不足

#### イ 自立相談支援機関

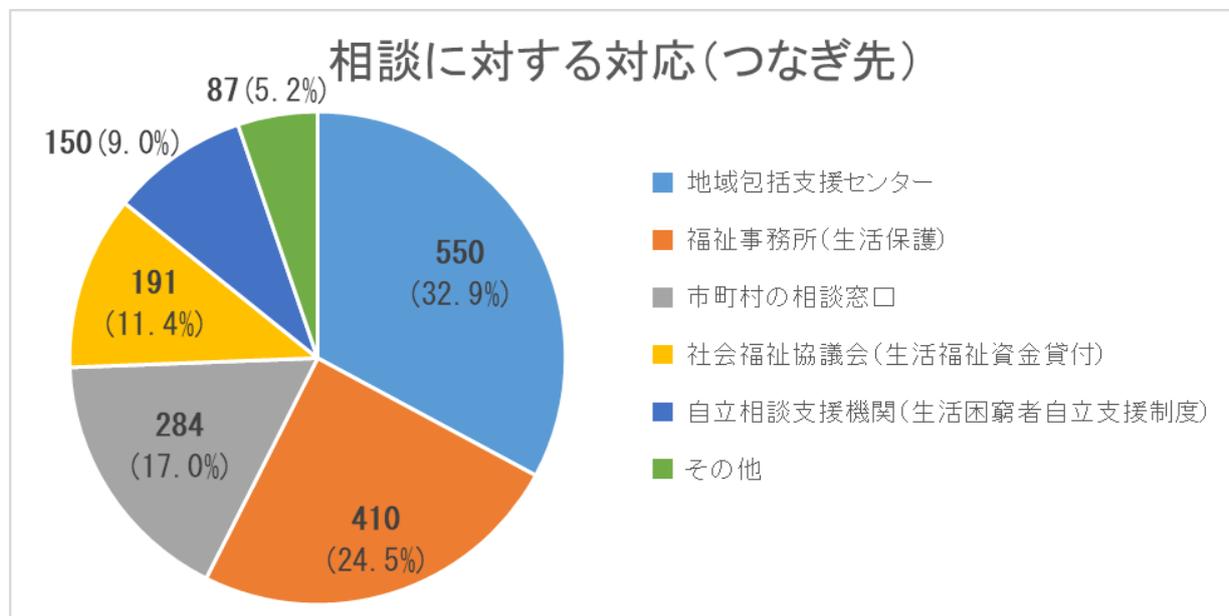
- ・「年金の不足又は無年金」、「病気・ケガ・要介護」、「住居問題」が多くなっている。
- ※「その他」回答について  
収支バランスの崩れ

#### ウ 地域包括支援センター

- ・「年金の不足又は無年金」及び「病気・ケガ・要介護」が最も多くなっており、次に「住居問題」が多くなっている。
- ※「その他」回答について  
借金(入院費・入所費)、金銭管理不十分、収入のない子からの経済的依存

### ③ 生活困窮に関する相談への主なつながり先について

令和5年(または直近で把握されている年)において、相談支援機関が対応した生活困窮を主訴とする高齢(60歳以上)者からの相談への対応について、相談件数に該当するつながり先の件数の調査を行った。



#### ■ 相談対応(つながり先)別の件数

単位: 件、%

	1 福祉事務所(生活保護)	2 社会福祉協議会(生活福祉資金貸付)	3 自立相談支援機関(生活困窮者自立支援制度)	4 地域包括支援センター	5 市町村の相談窓口	6 その他	合計
市町村社会福祉協議会	231	168	137	458	256	20	1,270
自立相談支援機関	14	7	0	12	4	20	57
地域包括支援センター	165	16	13	80	24	47	345
合計	410 (24.5%)	191 (11.4%)	150 (9.0%)	550 (32.9%)	284 (17.0%)	87 (5.2%)	1,672 (100.0%)

相談対応において関係機関につないだ場合のつながり先として、最も多い機関が「地域包括支援センター」、次いで「福祉事務所(生活保護)」となっている。

#### ア 市町村社会福祉協議会

- ・「地域包括支援センター」へのつながりが最も多いが、「市町村の相談窓口」、「福祉事務所(生活保護)」、「自立相談支援機関」など各関係機関へのつながりや、「社会福祉協議会(生活福祉資金貸付)」での対応など幅広く行われている。

#### ※ 「その他」回答について

民生委員、シルバー人材センター、社会福祉協議会の法外援護(現金・食料)、フードバンク(社協)、日常生活自立支援事業(社協)

## イ 自立相談支援機関

- ・「福祉事務所(生活保護)」、「地域包括支援センター」へのつながりが多くなっている。

※「その他」回答について

沖縄県おしごと応援センター(one×one)、国民健康保険課(市)、ハローワーク、

## ウ 地域包括支援センター

- ・「福祉事務所(生活保護)」へのつながりが最も多くなっており、次いで「地域包括支援センター」での対応が多くなっている。

※「その他」回答について

パーソナルサポートセンター、高齢者支援協会、国民年金担当窓口(行政)、  
医療機関、保健所、介護施設、地域生活定着支援センター、法テラス、  
不動産会社、食料支援(社協)、人材派遣会社

## ④生活困窮問題に対する制度・取組の改善等について

### (各相談支援機関からの意見)

高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項について自由記述により調査を行った。

なお、回答については、各機関からの意見を県において以下のとおり分類し、改善等を求める意見が多い順に整理した。

<改善等に関する分類について>

- ア 住宅確保・居住支援に関すること
- イ 雇用・就労支援に関すること
- ウ 生活保護に関すること
- エ 金銭管理に関すること
- オ 身元保証・身寄り問題に関すること
- カ 連携強化、制度の狭間・縦割り解消に関すること
- キ 手続きの見直し、要件緩和に関すること
- ク 年金制度に関すること
- ケ 周知啓発に関すること
- コ 社会保険料等の負担軽減、社会保障制度の見直しに関すること
- サ 経済的な支援に関すること
- シ その他



## ア 住宅確保・居住支援に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	<p>独居高齢者住居問題で、立ち退きを迫られ保証人のなり手もない事案あり。</p> <p>入所したくても施設が不足(高齢者)。</p> <p>年金と就労で生計を立てていた高齢者にも言える事で、住宅確保給付金という制度があるが、家賃滞納分においては対象外となるため、滞納分が払えず退去を余儀なくされている制度の狭間となる相談ケースがある。先の住宅確保による給付金も大切だが、滞納分をカバーする制度が必要であると考ええる。</p> <p>家計に占める固定費の見直しのため安価な物件への転宅に際しては、高齢者のみの場合、保証人や緊急連絡先等を附することができないことにより契約ができないなど居住支援においても課題があると考えられる。</p>
自立相談支援機関	<p>高齢者でも住める専用アパートが欲しい。</p> <p>高齢者の住まい確保について</p> <p>住宅の保証人が確保できず入居が難しい。</p> <p>住宅(賃貸物件の契約が難しい。家賃負担が大きい)、公営住宅の受入枠を増やしてほしい。</p>
地域包括支援センター	<p>公営住宅の充実</p> <p>高齢者の居住問題と生活困窮の問題が連動していることが多い。居住支援を市町村単位で支援する仕組みが必要と感じる。</p> <p>年金の少ない高齢者でも入居できる住宅の整備、空き家の活用。</p> <p>居住に関するサポート、保証人の問題、退居費用、作業人員の問題がある。</p> <p>家屋の老朽化への対応。</p> <p>高齢者の住宅相談が増加中。転居必要であるが、保証人が不在、転居費用もなく生活も困窮されている方が多い。高齢者の住宅支援がほぼ機能しておらず対応に苦慮している。包括支援センター単独では対応できず、今後増加していくことも予測されることより県としての取り組みを検討して欲しい。</p> <p>物価高騰の影響で有料老人ホーム等の費用が値上がりし、退去せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>沖縄県居住支援協議会が出している物件は生活困窮者には金額が高かつながつたことがない。</p> <p>AP賃貸業者の斡旋や軽費ホーム等の施設整備も必要。</p> <p>物価高騰による住まい探し。家賃が高騰しており困窮高齢者の住まい探しが困難となっている。沖縄県居住支援協議会～あんしん賃貸支援事業～へ相談するが物件を探すのに時間を要している。</p> <p>居住支援や身元保証を支援する団体のニーズはあるが順番待ちの状態となっており利用に時間がかかる。</p>

## イ 雇用・就労支援に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	就労意向のある高齢者がいるが、就労機会、就職先が不足している印象がある、高齢者の雇用関係給付金の増額など検討が必要と思う。また、介護保険料や納税額が生活を圧迫している場合もある印象で、高齢者の負担減への取り組みの必要性も感じる。
	A型の高齢者版(が必要)
	元気な高齢者は就労に積極的に繋がりたいが、通勤(無免許など)や就労先が少ない(業種に限られる)などの課題あり。逼迫した状態で繋がってくるケースも多いため、緊急支援フードバンク等の対応や生活保護制度申請に繋げるケースも多い。
	高齢者の職業紹介所が県に一つしかないこと。
	高齢者雇用の促進(仕事に見合った給与で高齢者が働き続けられる雇用制度)
	元気な高齢者の就労先が無く、シルバー人材センターへ登録しても仕事内容が限られている。もっと手軽に仕事ができる制度・取組みが必要
	労働賃金の増額
	就労先の柔軟な受け入れや雇用ができる為の、相談窓口の体制作り。
	年金と就労収入により生活維持を図っている高齢者は多く、平均寿命が伸び、生涯現役と言われる中において、就労の場や時間帯など選択しやすい就労体制の構築が必要と思われる。
	自立相談支援機関
高齢者向けの就労先の確保。	
高齢者向けの求人が少ない。(身体的・体力的に配慮された求人や障害福祉サービス制度や助成等は、雇用主の負担やリスクがあるため)	
年金が少ない、無年金、高齢を理由に仕事が見つからない等の理由から生活困窮に陥り、相談につながる事例が多い。年金受給開始年齢も延びていることもあり、生活費の確保は必要と考える。心身共に健康な方が、これまでの経験を活かしながら働ける場所の確保や、雇う側のメリット(助成金等)の拡大など、高齢層の雇用促進のための施策を強化することが必要ではないかと考える。	
地域包括支援センター	就労支援(経済的自立に向けて)
	高齢者が元気うちに社会参加、就労できる場所を県が積極的に紹介・情報提供・確保する仕組みがあれば、元気な高齢者が増え、その方々が気になる高齢者をサポートする人材を担っていればと考えます。
	能力に応じた就労場所を提供し、働いた分の生活費を支給する(市が管理運営)

## ウ 生活保護に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	生活保護制度の改善(生活困窮しているが、資産があるため生保受給できない) 生活保護費の増額
自立相談支援機関	生活保護について扶養照会、車の保有により拒否となり生活の困窮状態が続いている
地域包括支援センター	市役所から離れた地域住民が支所でも生活保護申請が出来ると良い。 畑や兄弟の共同名義の土地があり、生保に該当しないケースがあり生活に困窮している。 数値的にも、印象的にも生活保護の受給申請につなげる必要のある方が増えて来ている印象がある。例えば生活保護が必要な方でも、種別の中で、医療に対する助成が為されれば生活は何とか成り立つ方も一定数存在すると感じている。制度的には、ミーンズテストの中で、それらも含めての調査となるはずだが、どんな方でも最低生活費を下回る様な収入でないと、申請すら受理してもらえないという状況も散見される。もう少し柔軟に個別の状況に併せて対応をもらえるかと生活困窮の状況が改善する手立てにもなるのではないかと考える。 生活保護の適正使用の案内 施設費用も物価高の影響を受けており、一定の費用を超えると支払いできない。保護費の見直し検討も必要な時期になっている。

## エ 金銭管理に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
自立相談支援機関	年金額が最低生活費を超えているが、生活が困難となっている(収支のバランスや家賃が高い、生活保護基準に該当しない等)
地域包括支援センター	収入があっても金銭管理の問題(依存症など)で生活に困窮しているケースが一定数いるため、年金を2ヶ月毎ではなく毎月支給する、生活保護費を分割で支給するなどの仕組みがあると、状況が改善するケースはいると思う。 生活の基本になる金銭管理に関して、日常生活自立支援事業では利用まで時間がかかり、緊急一時預かり等の対応までは必要ない状況に予防的にかかわる取り組みがない。 社会福祉協議会の金銭管理の利用や、フードバンク、赤い羽根など包括や社協が把握し生活状況の確認を適宜行なっている。年金や生保を受給しているが、金銭管理が不得手で支出入のバランスが悪く生活に困窮している。 金銭管理能力が不足している人へのサポート 高齢者の生活保護受給者の生活困窮者については、必要な制度やサポートが不十分。包括支援センターが関わる事が多い。認知症による介護状態ではない、金銭管理ができず生活困窮している場合の支援体制が必要と思われる。 個人の生活費(1ヵ月)の支出については、各々生活スタイルが異なるが、光熱費(特に電気料金)が支払いできなくなる例が多いので、保護費自給者の方は口座引き落としとして契約を勧めたい。 金銭困窮だが生活保護は対象外。身寄りがなく、認知症がない高齢者に対しての金銭管理を行う制度がない(ホームロイヤー等対象外)。

## オ 身元保証・身寄り問題に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	<p>家族の支援が受けられない又は頼れる親族がいないため高齢者の住居・入所施設探しを保証人がいないため困難。保証会社に依頼すると費用が高額のため利用できない。</p> <p>賃貸や貸付、サービス利用等の様々契約において保証人が必要な場合に、身寄りがなく契約が難航するケースがある。</p>
自立相談支援機関	単身で頼れる身寄りのないため住居確保、連絡先等の確保が難しい。
地域包括支援センター	<p>身元保証の制度設計が不十分</p> <p>身元引受人がいない方が制度を利用することが困難。</p> <p>保証人問題等の居住に関する支援</p>

## カ 連携強化、制度の狭間・縦割り解消に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	高齢者からの相談を受けるが精神等であれば障がいの自治体窓口、サービスを使うのであれば高齢者の自治体窓口と連携協働場所が分かれてしまい、双方の連携が必要時に縦割りにになってしまうことがあり調整が難しい時がある。その際は、社協を窓口として横断的に対応しているが、重層的支援体制整備事業の考え方で支援ができるのであれば、相談から地域づくりなど、障がい・高齢・子ども・生活困窮の制度のいい所を一部利用して協働で動けるのであれば助かる。
地域包括支援センター	<p>生活困窮者は何らかの支援が必要な人(発達や精神疾患など)が多い。そのような人達は情報(インターネット・新聞・DM・広報誌)を受け取る力が弱い。役所に出向いたとしても、情報を整理・処理することができず、何もできずに帰ってくる方もいる。一人一人に寄り添って支援が必要だと思うが、包括の人員にも限りがあり、すべてに対応できていない。障がい福祉課、保健所、保護課などとの連携が必要だと感じている。</p> <p>傾向として、生活はぎりぎりでも成り立っていたが、本人や家族の病気(入院費・通院費)のため生活が苦しくなってきたという相談が多い。医療費の相談は、窓口でも行っているが現行制度では解決策が見当たらない。しかし、福祉事務所権限で出来ることもあるため、福祉事務所との連携で相談体制を整える必要がある。</p> <p>直接行政の生活困窮に関する窓口で相談しても、細かく相談内容聞き取りされずに返されたりし、再度包括等へ相談にくることも多い。各々の相談機関の連携や支援体制の整備必要と感じる。</p> <p>高齢者(60歳以上)の生活困窮問題は、身寄りのない高齢者や病気・介護など複数課題が重積し複雑化している場合が多く、各支援者間の連携する際のハードルも高いため連携が進まないことがある。</p> <p>福祉事務所のケースワーカー(CW)も支援者の一員として連携してほしい。(例:立ち退き等の理由により引っ越しが必要な場合に物件を探すよう包括に依頼が来ることがあるが、包括は物件を案内する機関ではないため、CWでもできることはやってもらい、連携して対応していきたい。)</p>

## キ 手続きの見直し、要件緩和に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	子と同居している課税世帯に関して、子からの支援がないケースもあり、非課税世帯対象の給付金の対象ではなく、恩恵を受けられなかった高齢者も少なくない。世帯分離などを行なっている世帯もあるが、世帯分離というあり方も改善が必要かと思われる。
自立相談支援機関	地域包括支援センターの対象年齢を60歳に引き下げることはいか。
	年齢要件の定めで利用できないサービスが多い(貸付・就労等)
	制度があるのに高齢な為利用できない。
	社会福祉協議会の総合支援資金は年金受給の場合に利用が出来ず、生活の回復が難しい。
地域包括支援センター	友人同士の同居の場合、団地の申し込みや生活保護の申請に支障がでる。
	(各サービスについて)利用に至るまでの手続きが煩雑 支援者がいない場合、高齢者だけで対応するにはハードルが高い。
	パーソナルサポートセンターに相談するが、事業に該当したことがない。ハードルが高い。

## ク 年金制度に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	年金額が少なく、生活困難(困窮)の状態の方が多い。
	頑張って納付した分が、きちんと受給できるように年金制度の改革
	年金額の増額
地域包括支援センター	本村においては基幹産業が1次産業であり、80代の高齢者が受け取る年金額では物価高による影響で年金の支給額では、保険料などを差し引くと最低限の生活しか送れない。
	年金手続きの煩雑さ

## ケ 周知啓発に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
地域包括支援センター	高齢者相談窓口としての地域包括支援センターの活動に対する理解を促す取り組みを含めて、全体的に周知不足。フードドライブや生活保護申請など、すでにあるサービスや制度でも周知が十分ではない。
	生活困窮に関する相談窓口(市保護課や包括や社協等)の周知がまだまだ足りておらず、スムーズな相談対応ができていないと感じる。
	制度の中身やどういった支援が受けられるかの内容が特に高齢者には分かりづらく、直接相談してもニーズを引き出せずらい回しにされることが多いため、具体的に分かりやすい内容での周知とこの内容の場合はここですといった明確な提示が必要。
	制度や取り組みがより分かる冊子がほしい。

## コ 社会保険料等の負担軽減、社会保障制度の見直しに関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	医療費の減額 フランスのような、64歳以上には十分な給付があり、老後のためのお金が必要のない国になれば、解決することは多くあると思われる。 高齢者になると貸付の制度に乗らないことが多く、抜本的な対策が必要だと感じる。生活費等の給付では財源が足りないと思うので海外のフードスタンプ等現物給付の検討や、しっかりとしたアセスメント前提の医療費助成や移動支援が必要だと思う。
地域包括支援センター	ベーシックインカムもしくは、ベーシックサービスの是非の議論

## サ 経済的な支援に関すること

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	本則貸付においては、令和6年2月末現在の償還中件数は3,579件(死亡、行方不明、自己破産除く)となっており、そのうち60歳以上は761件(21.3%)となっている。この761件のうち、544件(71.5%)が償還滞納状態である。このことから、高齢者への支援については、貸付だけではなく他の制度・施策の創設が必要と考える。
地域包括支援センター	食費や光熱費に加え、居住費・通信費・交通費が上昇し、現行の所得保障制度では、健康で文化的な最低限度の生活を営むことが困難になってきている。 年金受給まで働く予定が疾病や環境要因により、収入がなくなり困っているとの相談がある。収入がない間の支給があるとよい。

## シ その他

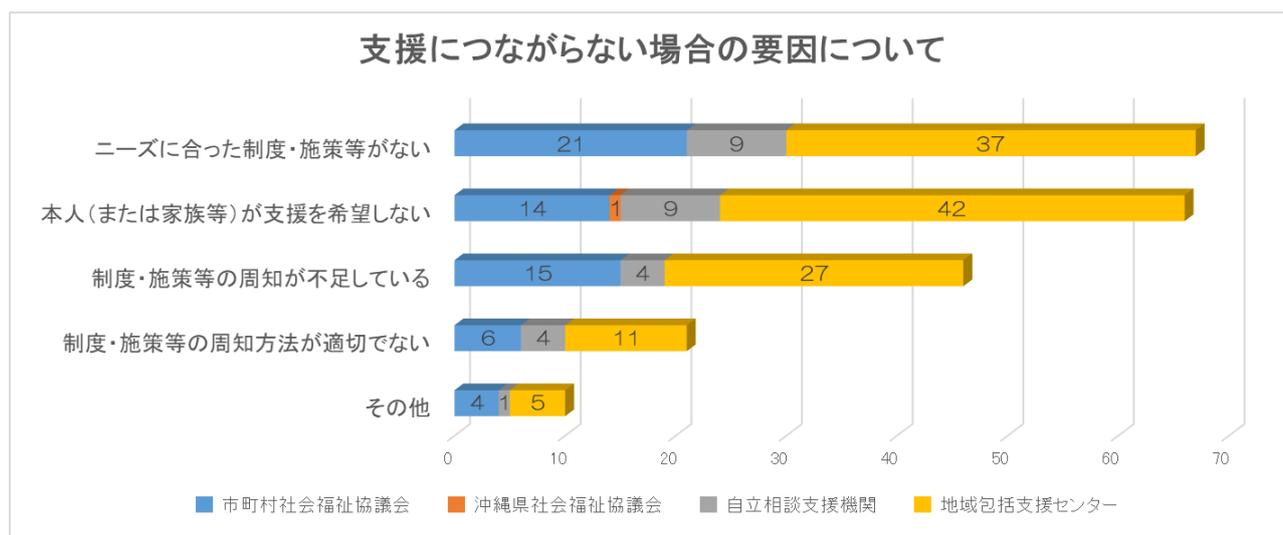
機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
社会福祉協議会	家族と同居している無年金者への支援(介護サービス利用にあたり同居家族の金銭的負担が大き、サービスの利用控えから虐待につながる危険性があるため) ・アルコール依存症の方の入所施設がない(不足)。 ・高齢者移動支援 バスの便数減やバス停が少ない。タクシーの初乗り補助が月に2枚では遠方の利用者(高齢者)には足りない。→公共交通機関等の拡充 ・高齢者の孤立 他地区・他県からの移住者が増え、地域の人間関係が希薄になってきていることから近年、孤独死の問題が顕在化している。→地域住民(公民館やボランティア団体等)で地域を見守っていく組織づくり。
自立相談支援機関	既存の制度で対応できています。 家計の収支に問題がある方に、家計改善の支援をすることがありますが、認知や理解力の問題で支援困難になるケースが多くみられる。後見人や日常生活自立支援事業の充実が必要と感じます。

機関・団体の種別	高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項
地域包括支援センター	高齢者になる前からの現役世代への将来生活困窮にならないための支援の充実。
	困窮の窓口の周知、権利擁護とセットで対応できる機関が必要
	高齢者生活困窮への取り組みを行っていない。ほぼ本人からの生保相談にて把握している現状にある。
	食料品クーポンの支給等
	介護状態の悪化により入所が必要となった時にその費用が賚れない状況がある。
	SNS上で主に現役世代より『高齢者に対してサポートを強化するのはどうなのか?』との声が増しに高まっており、とても危惧している。現役世代の人口が減少するのは明らかなのだから、無尽蔵な給付の増加については慎むべきであり、効果的・効率的な支援となる様にする必要があるのではないか?
	家賃が高くて払えず引越すお金がなく生活保護にもつながらないケースもある。

## ⑤生活困窮に陥った高齢者が支援につながらない要因について

### (各相談支援機関からの意見)

相談支援機関が関わりを持った生活困窮に陥った高齢者(60歳以上)の者で、適切な支援につながらない(つながっていなかった)事例における、要因についての調査を行った。



### ■生活困窮に陥った高齢者(60歳以上)が支援につながらない場合の要因(複数選択可)

単位: 事業所

	1制度・施策等の周知が不足している	2制度・施策等の周知方法が適切でない	3ニーズに合った制度・施策等がない	4本人(または家族等)が支援を希望しない	5その他	合計
市町村社会福祉協議会	15	6	21	14	4	60
沖縄県社会福祉協議会	0	0	0	1	0	1
自立相談支援機関	4	4	9	9	1	27
地域包括支援センター	27	11	37	42	5	122
合計	46 (21.9%)	21 (10.0%)	67 (31.9%)	66 (31.4%)	10 (4.8%)	210 (100.0%)

適切な支援につながらない要因について最も多いものは「ニーズに合った制度・施策等がない」、次いで「本人(または家族等)が支援を希望しない」となっている。

#### ア 市町村社会福祉協議会

- ・「ニーズに合った制度・施策等がない」が最も多くなっている。

#### ※ 「その他」回答について

身近にキーパーソンがいない、孤独・孤立(長期間)、本人または家族が困窮であることに気付いていない



## イ 自立相談支援機関

- ・「本人(又は家族等)が支援を希望しない」と「ニーズに合った制度・施策等がない」が多くなっている。

※ 「その他」回答について

本人の理解力が乏しい

## ウ 地域包括支援センター

- ・「本人(又は家族等)が支援を希望しない」と「ニーズに合った制度・施策等がない」が多くなっている。

※ 「その他」回答について

居住先が見つからない、必要な手続きをサポートする場が少ない、職業の選択肢が減少、収入に見合う居住がない、車を手放したくないために生活保護拒否、支援してくれる親族や関係者がいない、支援を求めることができない

### 3. 調査結果から見えてきた課題

#### (1) 高年齢者からの相談の動向

- 生活困窮を主訴とする相談件数は、令和2年に急増し、令和3年も非常に多い水準で推移し、令和4年以降は低減傾向にある。
- 令和2年及び令和3年の相談件数の増加は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったものと考えられるが、令和5年においても令和元年より相談件数が増えている。

#### (2) 生活困窮を主訴とする高年齢者の世帯の状況

- 生活困窮を主訴とする相談を行った高年齢者の世帯状況は、約半数が「単独世帯」となっており、次いで「親と未婚の子のみの世帯」、「夫婦のみの世帯」が増えている。

#### (3) 生活困窮を主訴とする相談の主な内容及び対応について

- 生活困窮を主訴とする相談における「困りごと(生活困窮の要因)」は、「年金の不足又は無年金」が最も多いものの、「病気・ケガ・要介護」、「離婚・死別などの家庭環境の変化」、「離職・失業・雇用形態の変化」、「住居問題」など多岐にわたっている。
- 相談への対応にあたる各機関・団体においては、相談者の抱える問題に応じ、必要な対応や他機関・団体へのつなぎを行っているが、つなぎ先も多岐にわたり、また、問題が複合的に生じている場合もあるものと見込まれることから、負担が大きくなっているものと推察される。

#### (4) 高年齢者の生活困窮問題への対応について

- 社会福祉協議会、自立支援相談機関及び地域包括支援センターから、「住宅確保・居住支援」、「雇用・就労支援」、「生活保護」、「金銭管理」、「身元保証・身寄り問題」など、ニーズが増加しているが現行の制度や施策が十分でない分野や、制度の狭間等にあり支援が十分できていない事項などについて多数提案があった。
- 支援のあり方については、本人が支援を希望しない場合もあること、年齢要件の関係で本人が必要とする(必要と思われる)行政サービス(貸付、就労支援等)が受けられない場合がある等、ニーズにあった制度・施策等がないとの指摘もあることから、高齢者施策、生活困窮者施策、雇用・労働施策、住宅施策等を所管する各部局が連携し、生活困窮問題を抱える高年齢者のニーズに対応した施策を検討していく必要がある。

## 参考 調査項目

別紙

### 高年齢者の生活困窮実態調査の調査項目【各支援機関・団体共通】

機関・団体名	
回答ご担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

この調査は、原則、「暦年(1月～12月)」で件数等を回答いただくこととしていますが、暦年に代えて「年度(4月～3月)」の件数等を記入いただいても構いません。

#### 問1 高年齢者(60歳以上)からの生活困窮を主訴とする相談件数の推移について

貴機関・団体における生活困窮を主訴とする相談の件数を把握されている場合は、件数をお答えください。

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総数	件	件	件	件	件
うち高年齢者(世帯)	件	件	件	件	件

生活困窮を主訴とする件数が不明な場合は、令和元年(2019年)と比較した場合の令和5年(2023年)の相談件数の増減の印象について、最も近いものを選択してください。

	令和元年より 令和5年の方 が増えている	変わらない	令和元年より 令和5年の方 が減っている	分からない
総数				
高年齢者(世帯)				

## 問2 生活困窮に関する高年齢の相談者の世帯状況について

貴機関・団体において、令和5年(又は直近で把握されている年)に受けた生活困窮を主訴とする高年齢(60歳以上)の相談者が属する世帯の件数について、お答えください。

※件数が不明な場合は、最も多いと思われるもの1つを選択してください。

世帯状況	件数	多いもの1つ
1 単独世帯		
2 夫婦のみの世帯		
3 親と未婚の子のみの世帯		
4 三世帯世帯		
5 その他		

## 問3 高年齢者(60歳以上)からの生活困窮に関する相談の主な内容について

貴機関・団体において、令和5年(又は直近で把握されている年)に受けた高年齢者からの生活困窮を主訴とする相談について、該当する「困りごと(生活困窮の要因)」の件数をお答えください。

※件数が不明な場合は、多いと思われるもの3つを選択してください。

困りごと(生活困窮の要因)	件数	多いもの3つ
1 年金の不足又は無年金		
2 離職・失業・雇用形態の変化		
3 病気・ケガ・要介護		
4 離婚・死別などの家庭環境の変化		
5 住居問題 (住居を失った又は失う恐れ、住居が見つからない等)		
6 その他(具体的に記載: )		

## 問4 高年齢者(60歳以上)からの生活困窮に関する相談への主な対応について

貴機関・団体において、令和5年(又は直近で把握されている年)に受けた高年齢者(60歳以上)からの生活困窮を主訴とする相談への対応について、該当するつなぎ先(対応)の件数をお答えください

※件数が不明な場合は、多いと思われるもの3つを選択してください。

つなぎ先(対応)	件数	多いもの3つ
1 福祉事務所(生活保護)		
2 社会福祉協議会(生活福祉資金貸付)		
3 自立相談支援機関(生活困窮者自立支援制度)		
4 地域包括支援センター		
5 市町村の相談窓口 ※福祉事務所、自立相談支援機関、地域包括支援センターを除く		
6 その他(具体的に記載: )		



## 参考 各相談支援機関の概要

相談支援機関		概要
社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会  ※設置数：41 (全市町村)	<p>○設置にかかる根拠法令 社会福祉法第109条</p> <p>○設置の目的 市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>4 その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> </ol> <p>○主な事業・活動（各市町村によって異なる） 地域づくり（サロン活動、見守り活動等）、生活支援サービス（配食サービス等）、ボランティア活動、福祉総合相談等</p>
	都道府県社会福祉協議会  設置数：1 (県)	<p>○設置にかかる根拠法令 社会福祉法第110条</p> <p>○設置の目的 都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村社会福祉協議会における「○設置の目的」に掲げる事業であって、各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの</li> <li>2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言</li> <li>4 市町村社会福祉協議会の相互尾連絡及び事業の調整</li> </ol> <p>○主な事業・活動 生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業、ボランティア・市民活動センター、福祉人材研修センター、災害ボランティアセンター、地域生活定着支援センター、福祉総合相談等</p>

相談支援機関	概要
<p>自立相談支援機関</p> <p>※設置数：16 （市 11、郡部（県） 5）</p> <p>【留意事項】</p> <p>・当報告書の調査における対象機関数は 12 事業所としているが、市 11、県を 1（1 団体へ委託しているため）として集計している。</p>	<p>○設置にかかる根拠法令 生活困窮者自立支援法</p> <p>○設置の目的等 生活困窮者自立支援法に基づき都道府県や市、福祉事務所を設置する町村が実施する生活困窮者自立支援制度の各事業を実施する機関（各事業の全部または一部を委託可）。</p> <p>○生活困窮者自立支援制度の各事業 必須事業（※ 1）：自立相談支援事業、住宅確保給付金 任意事業（※ 2）：就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業</p> <p>※ 1 全ての自治体で実施することが求められている事業 ※ 2 自治体によって取組が任意となっている事業</p>
<p>地域包括支援センター</p> <p>※設置数：88 （全市町村で設置）</p>	<p>○設置に係る根拠法令 介護保険法第 115 条の 46</p> <p>○設置の目的等 市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。</p> <p>○主な事業内容 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>